

高砂市中学校給食基本方針

平成 28 年 9 月
高砂市教育委員会

目次

ページ

はじめに	1
1. 高砂市中学校給食基本方針	2
2. 基本方針の実施項目	3
3. 計画地	6
4. 事業手法	6
5. 開始時期予定	6

はじめに

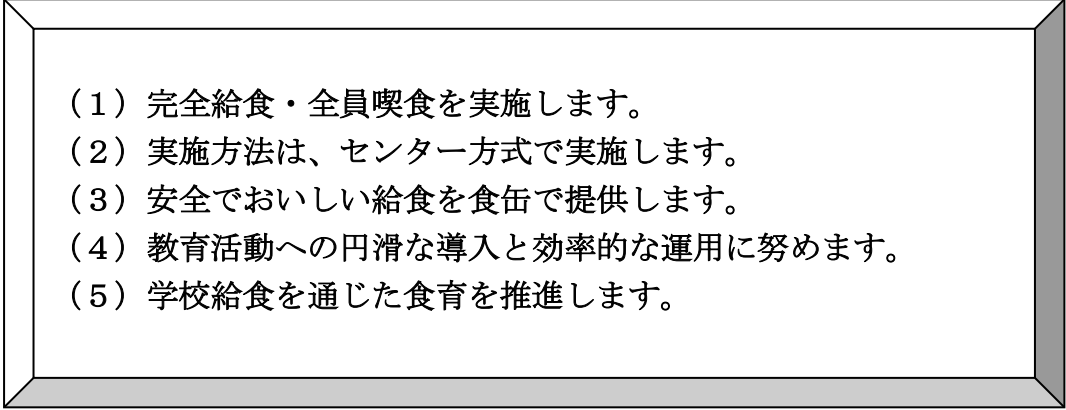
教育委員会では、平成 26 年 2 月に「高砂市中学校給食検討委員会」から、中学校給食における給食の望ましいあり方について提言をいただき、その後さらに実現にむけて検討を行ってまいりました。

平成 26 年 10 月には、高砂小学校・高砂中学校の小中一貫教育の取り組みのひとつとして、高砂小学校で調理した給食を高砂中学校へ運搬する方法で給食を開始しました。その他 5 校の中学校の給食実施について、それぞれの中学校での「自校方式」の給食実施について検討を行いました。学校敷地内は給食室の確保が難しく、またより安全なアレルギー対応のできる施設が求められることから、再度、給食の実施方式（自校方式・親子方式・センター方式）ごとの比較検討を行い、協議をした結果、中学校給食の実施方式を「自校方式」から「給食センター方式」へ変更し、決定しました。

中学校における給食は、生徒の心身の健全な発達に資するものであり、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」を図るうえでも、重要な役割を果たすものであると考えます。給食センターの施設整備を進める上で、安全・安心な給食を提供するために必要な基本的な方針や運用面など、給食提供の実現を図るための「高砂市中学校給食基本方針」を策定しました。

今後、この方針に基づきより良い中学校給食の実現をすすめてまいります。

1. 高砂市中学校給食基本方針

- 
- (1) 完全給食・全員喫食を実施します。
 - (2) 実施方法は、センター方式で実施します。
 - (3) 安全でおいしい給食を食缶で提供します。
 - (4) 教育活動への円滑な導入と効率的な運用に努めます。
 - (5) 学校給食を通じた食育を推進します。

(1) 完全給食・全員喫食を実施します。

- ① 学校給食法に基づき、中学生全員へ安全・安心な給食を提供します。
- ② 「高砂市アレルギーマニュアル」に基づき、安心できる食物アレルギー対応給食を提供します。

(2) 実施方法は、センター方式で実施します。

- ① より安全で衛生管理を徹底した「センター方式」を採用し、学校給食センターにて調理します。
- ② 学校給食衛生管理基準に基づいた施設設備の整備を行います。
- ③ 食中毒発生のリスクを分散するために、作業区分の徹底を行います。
- ④ センター内にアレルギー専用の調理室を設け、除去食提供について検討します。

(3) 安全でおいしい給食を食缶で提供します。

- ① 温かいものは温かく、冷たいものは冷たいままでの給食が実施できるよう、保温性能の高い食缶の使用や配送ルートについて検討します。

(4) 教育活動への円滑な導入と効率的な運用に努めます。

- ① 給食を円滑に実施するために、中学校における運営体制の確立や教職員の研修内容、給食費徴収等の管理運営に関する各種マニュアルの整備、時間割の変更等について検討します。
- ② 中学校給食を効果的・効率的に実施していくために、調理業務運営、給食の配送方法を検討します。

(5) 学校給食を通じた食育を推進します。

- ① 給食センターを食育に活用するため、給食ができるまでの様子等の教材の作成を検討し、各学校での食育に活用します。
- ② 学校給食を通じた食育の推進を図るため、地場産物の活用を検討した献立を作成するとともに、食育資料の配付を行います。

～実施項目の検討～

2. 基本方針の実施項目

中学校給食を実施するうえでは、学校給食センターに関するだけでなく様々な項目について検討を図る必要があります。基本計画では、実施に向けて円滑な準備が行えるよう検討項目を基本方針の項目ごとに以下のとおり整理しました。

これらの項目は中学校給食が開始されるまでに行わなければならない項目であり、各々の内容については今後の設計業務において具体的に定めることとします。

(1) 完全給食・全員喫食

中学校給食は、完全給食・全員喫食により実施します。

項目	方針
完全給食	主食（米飯またはパン）・牛乳・副食とし、 主食（米飯）の実施回数は、週3.5回とします。
献立	中学校給食の献立は、統一献立とします。 献立を作成する体制を検討します。
物資調達	給食用の物資調達は、高砂市学校給食会が行います。
食器の選定	小学校と同様の樹脂製食器とします。
給食費の決定	1食あたりの給食費を検討します。

(2) 実施方法は、センター方式

センター方式で実施していくための学校給食センターの整備方針や建設等の方針を決定していきます。

なお、高砂中学校については施設一体型の小中一貫教育を実施しているため、現在高砂小学校から給食を運搬する方法で実施しております。

項目	方針
整備方針	高砂市学校給食衛生管理基準、備品等の整備方針は今後検討し、決定します。
学校給食センターの設計・建設	学校給食センターの設計を行い、建設します。
調理・運搬業務	民間活用を踏まえた委託とします。
配送方法、配送ルートの決定	学校給食センターから受配校まで給食を配送する方法とルートは、喫食までの時間が短縮されるよう調査し、決定します。
配膳室等の校内整備	受配校において配膳室等の校内整備を行います。

安全・安心な給食の提供

給食は安全・安心でなければならず、「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づき安全・安心な給食提供を行います。

項目	方針
学校給食衛生管理基準等の遵守	「学校給食衛生管理基準」等を遵守します。
学校給食衛生管理マニュアルの整備	「高砂市学校給食衛生管理マニュアル」を整備します。
アレルギー対応	安全なアレルギー専用調理室の整備を行い、除去食の対応をします。
アレルギーマニュアル	「高砂市食物アレルギー対応マニュアル」を活用します。

(3) 給食を適温提供

センター方式で給食を配送するため、配送時間が必要になります。温かいものは温かく、冷たいものは冷たく適温提供できるよう食缶を選定します。

項目	方針
食缶	保温性に優れた食缶を使用します。
配送、配膳方法	配送中にこぼれたり、異物混入がないよう食缶の気密性を重視し、生徒が配膳しやすい方法を検討します。

(4) 各中学校の円滑な実施

中学校給食を実施するための環境整備として、教職員の研修や校時の調整などを行っていきます。

項目	方針
教職員への指導	給食実施に必要な食育指導について、教職員へ指導します。
給食担当	教職員の新たな給食担当事務について整理します。

(5) 食育の推進

食への興味をいなくよう、学校給食センターで給食を作っている様子等を、身近に感じることができるような教材の作成を検討します。

項目	方針
食育の推進	新たなセンター給食を通じ、食への興味を持てる資料を提供します。
地産地消	地場産物の活用と資料の配付を行います。

3. 計画地

教育環境、必要な敷地面積、立地条件（配送時間等）、早期実現性を考慮し用地の買収を進めることとし、センターの建設候補地は市の中心部である「竜山中学校周辺地域」とします。

4. 事業手法

センター建設、運営手法については、「高砂市PPP（公民連携）導入指針（案）」に基づき検討しました。本市においては、学校給食の調理業務を既に委託していること、また早期実現の可能性や、市の意向を反映させることも重要であると考え、PPP方式の導入は行わず、「従来方式」を採用することを基本とします。

（参考）

PPP手法について

Public Private Partnership（公民連携、以下「PPP」という。）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る公民連携の手法の総称です。

5. 開始時期予定

基本方針に基づき実施を進める今後の基本・実施設計、建築審査会等の諸手続きや建設工期、更には事業認定申請事務を考慮し、中学校給食のセンター供用開始時期予定は「平成31年度中」とします。